

新型コロナウイルスワクチン接種



5月から新型コロナワクチン接種をすすめており、接種を希望されるほとんどの人が接種を済ませています。

体調や時間の都合で接種できていない人はできるだけ早めに接種しましょう。次の予約は下記のとおりです。都合のつかない人は、個別で日程の相談に応じます。

		1回目接種	2回目接種	人数	予約方法
集団接種	日時	10月23日(土) 16:00～17:00	11月13日(土) 16:00～17:00	120人	インターネット予約  24時間受付 予約サイトURL https://vaccines.sciseed.jp/fukusaki 電話予約 福崎町新型コロナワクチンコールセンター ☎23-0567 (月～金 8:30～17:15) 福崎町保健センター ☎22-0560 (土 8:30～17:15)
	場所	エルデホール	保健センター		

《相談先》 福崎町新型コロナワクチンコールセンター ゼロコロナ ☎23-0567 (祝日を除く月～金8:30～17:15)

福崎町新型コロナウイルスワクチン接種率 (R3.9.24現在)

区分	65歳以上	60～64歳	12～59歳	計	50代	40代	30代	20代	10代
1回目接種率	94.2%	91.4%	73.2%	81.4%	83.8%	79.4%	71.2%	65.8%	49.9%
2回目接種率	92.7%	87.6%	43.0%	62.5%	61.1%	47.8%	39.0%	34.8%	18.0%

発熱等があれば、まずは電話で相談を!!

かかりつけ医がなく相談先に迷う場合は、下記へ連絡し相談してください。

平日	9:00～17:30	中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)	0790-22-1234
夜間・土日祝日	17:30～9:00	新型コロナ健康相談コールセンター	078-362-9980



～障害者雇用支援月間PRイベントを実施しました～

9月15日(水)、9月の障害者就労支援月間をPRするために、旧神崎郡内にある8か所の就労継続支援事業所が役場庁舎玄関に集合し、出張販売と事業所活動の紹介をしました。今後も、定期的な実施を予定しています。ぜひお越しください。(健康福祉課)



次回(予定) 12月9日(木) 11:00～14:00 役場ロビー (障害者週間啓発事業として実施)

生活科学 センター だより

家庭用蓄電池（据置型蓄電池）の勧誘に気を付けて！

家庭で利用する蓄電池（据置型蓄電池）に関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。相談件数は年々増加傾向にあり、2019年度には千件を超え、2020年度は1314件となっています。

〔相談事例〕

自治体から委託されて来たという業者から「太陽光パネルを無料点検する」と言われたので後日点検してもらった。点検した業者から「売電するための装置が壊れている」「修理するより蓄電池を購入した方が良い。災害時にも役に立つ」「国の補助金が出る」と言われたこともあり、200万円の家庭用蓄電池を契約した。

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



しかし、いざ工事となったとき、工事業者から「売電するための装置は壊れていない。部品もモーターも正常」と言われた。購入契約時の説明と違うので解約したい。

（50歳代男性）

〔特徴と問題点〕

※相談事例のように、太陽光発電設備を導入している消費者に蓄電池の購入を勧誘し契約させるケースと、太陽光発電設備を導入していない消費者に対して、太陽光発電設備と蓄電池の購入を勧誘し契約させるケースがあります。

※きっかけは、主に事業者の突然の訪問です。前述の相談事例のように虚偽の説明をされるケースもあります。

※事業者の断定的な説明や強引な勧誘により、冷静に十分な検討ができないまま契約させられるケースもみられます。

※契約後の設置工事や補助金

をめぐるトラブルも少なくありません。

〔アドバイス〕

- ・事業者の突然の訪問に対しては、事業者名や目的等をしっかりと確認しましょう。
- ・家庭用蓄電池導入のメリットだけでなく、それに伴うコストも十分考慮しましょう。
- ・機器導入にあたり、購入費用や設置工事費用が発生します。
- ※事業者から「太陽光発電設備と蓄電池を契約すると、売電収入が得られるため、ローンの返済に充当できる。実質

的な負担はない」等と強調される場合は要注意です。

- ・契約を急かされても、その場で契約せず、複数社から見積もりをとり、比較検討しましょう。
- ・訪問販売にあたる場合はクーリング・オフ（無条件解除）を行うことができます。
- クーリング・オフ期間は契約書を交付されてから8日間です。
- ※クーリング・オフの期間経過後は、契約の取消は非常に困難になります。不審に感じたり、心配なことがあれば、

消費生活センターに相談しましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
（☎22・4977）

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時

（月曜日は休館日）

日本の伝統食を学ぼう ねりきりから作る 和菓子教室

上生菓子のねりきりやようかんづくりを学びます。

自分で一から作った和菓子の味は格別です。

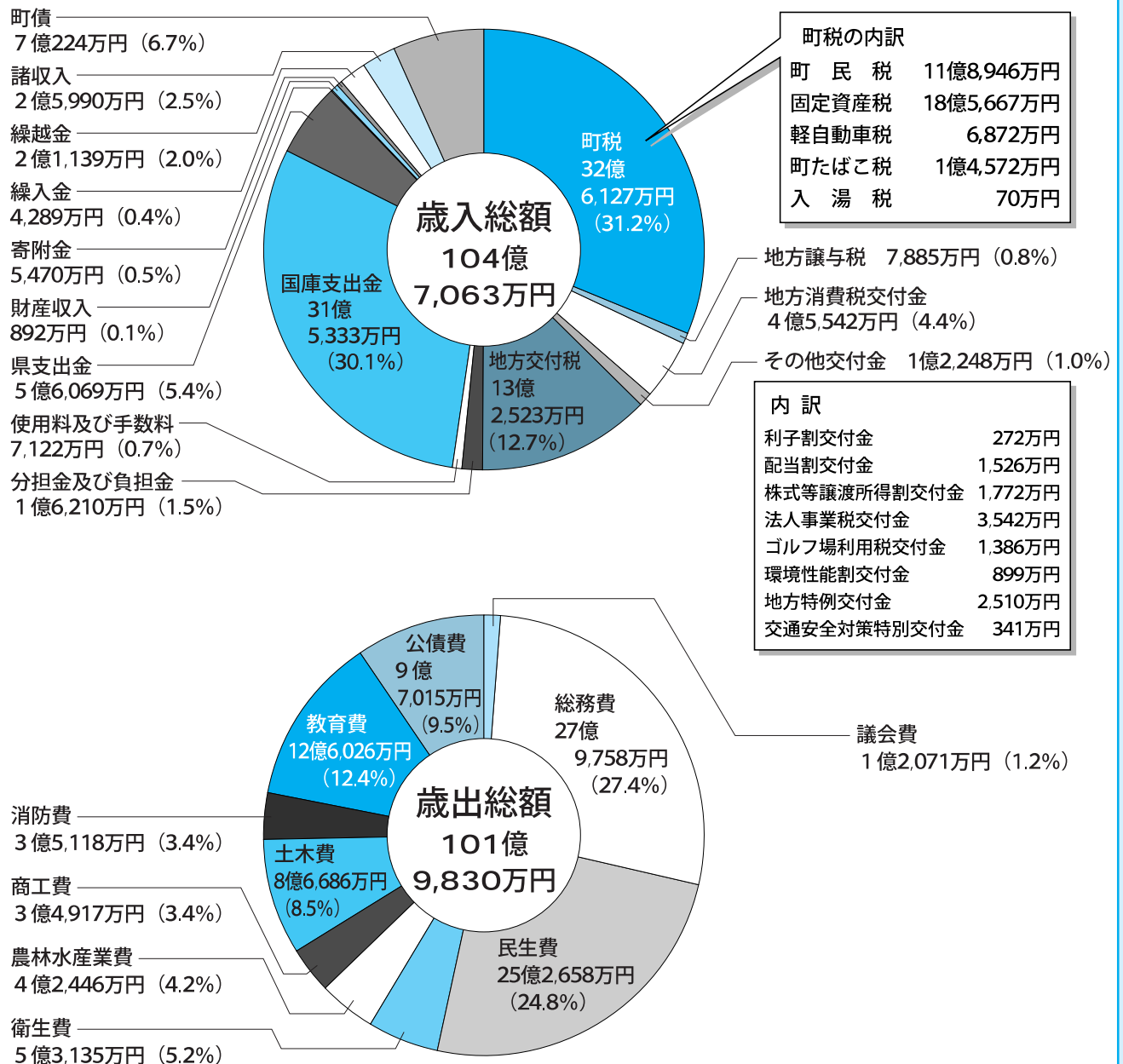
日時 11月13日（土）13:30～16:00
場所 生活科学センター調理室
講師 長浜恒久さん（元和菓子職人）
参加費 1,000円
条件 20歳以上の福崎町在住・在勤の人
定員 12人
受付期間 10月20日（水）～11月2日（火）
持ち物 エプロン、マスク、手拭きタオル、和菓子持ち帰り容器

※申込が5人に満たない場合や新型コロナウイルスの感染状況によって中止する場合があります。ご了承ください。

申込先 生活科学センター（☎22-2939／月曜定休）



令和2年度 福崎町の決算がまとまりました



令和2年度 一般会計及び特別会計 決算

(単位：円)

会計名	歳入額	歳出額	差引残額
一般会計	10,470,630,343	10,198,303,672	272,326,671
国民健康保険事業特別会計	2,149,764,554	2,108,029,110	41,735,444
後期高齢者医療事業特別会計	296,104,731	289,351,007	6,753,724
介護保険事業特別会計	1,712,469,937	1,681,733,367	30,736,570
計	14,628,969,565	14,277,417,156	351,552,409

令和2年度の一般会計と特別会計の決算がまとまりました。

町の予算は、みなさんに納めていただいた税金や国・県からの補助金などによって運営されています。この1年間にどのくらいお金が入り、どのように使われたかを一般会計を中心にお知らせします。

令和2年度の一般会計の決算は、歳入総額104億7,063万343円、歳出総額101億9,830万3,672円で歳入歳出差引額は2億7,232万6,671円になりますが、ここから令和3年度へ繰り越した事業に必要な財源2,612万7,000円を差し引いて2億4,619万9,671円の実質収支となりました。また、前年度繰越金を控除し、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は1億52万1,732円の黒字となりました。

決算は、監査委員による審査と決算審査特別委員会の審査を受け、9月議会で認定されました。

福崎小学校北校舎長寿命化改良工事



三木家展示兼収蔵施設建設



小・中学校GIGAスクール事業

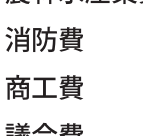
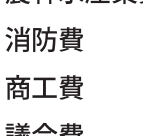
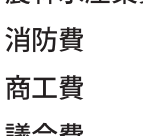
令和2年度の主な事業

町民1人当たりに計算すると…

町民1人当たりに納めていただいたお金は**172,144円**でした

固定資産税	町民税	町たばこ税	軽自動車税	入湯税
				
98,003円	62,785円	7,692円	3,627円	37円

町民1人当たりに使われたお金は**538,311円**でした

総務費	民生費	教育費	公債費	土木費	衛生費	農林水産業費	22,405円
							18,537円
147,668円	133,364円	66,522円	51,209円	45,757円	28,047円		18,430円
							6,372円

※町民1人当たりは、令和3年3月31日の総人口18,945人で割ったものです。

決算の分析から見るまちの財政状況

！ 普通会計地方財政状況調査

総務省の基準にもとづいて、普通会計（介護施設分を除く一般会計）の財政状況を分析した地方財政状況調査から、この3年間の決算額の推移をまとめました。

（１）歳入の推移

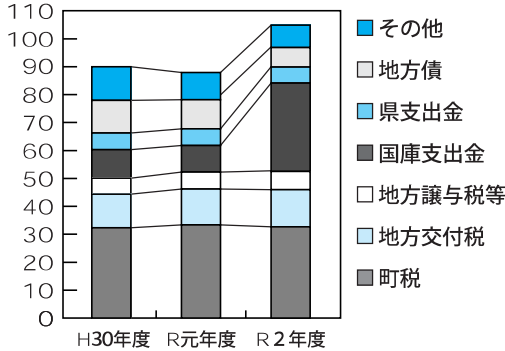
決算総額は、歳入・歳出ともに国・県の施策や投資的事業の状況により大きく変動します。令和2年度の歳入は、町税、諸収入、地方債は減少しましたが、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金の増加により、決算総額は前年比約16億9900万円の増となりました。

収入項目ごとに見ると、町

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町税	3,223,314	3,326,788	3,261,265
地方交付税	1,206,333	1,281,590	1,325,227
地方譲与税等	573,780	608,097	656,759
国庫支出金	1,013,825	949,125	3,155,517
県支出金	595,403	590,228	562,520
地方債	1,163,935	1,048,088	702,241
その他	1,198,993	963,229	802,799
歳入合計	8,975,583	8,767,145	10,466,328

(単位:億円)



税は個人町民税が住宅借入金控除などの税額控除の増加等により減収(△400万円)、法人町民税は税率が下がったため減収(△5500万円)となりました。また、固定資産税は土地が地価の下落が続いているため減収(△500万円)、家屋は新増築家屋の増加により増収(+900万円)、償却資産は企業が設備投資を控えたため減収(△1

300万円)となり、町税全体では約6600万円の減収となりました。

地方消費税交付金は、税率の引き上げにより約7200万円の増、地方交付税は普通交付税と特別交付税をあわせて約4400万円の増、国庫支出金は特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により約22億600万円の大幅増となっています。

町の借金である地方債は、投資的事業費等によって増減しますが、平成21年度から交付税の財源不足分を特例地方債で補てんする臨時財政対策債が大きなウエイトを占めており、令和2年度は約3億1600万円(前年比約△2000万円)でした。なお、臨時財政対策債を含む地方債の発行額の総額はエルデホール空調設備改修事業や小・中学校空調設備整備事業など起債の減少により、約3億4600万円の減となりました。

（２）歳出の推移

令和2年度の歳出の決算総額は前年比約16億3800万円の増となりました。歳出項目をその性質別に見ると、人件費は会計年度任用職員関係人件費の増等により約3億6

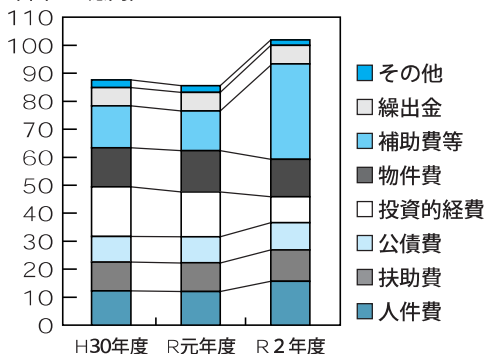
200万円の増となりました。扶助費は子育て世帯応援給付金等により約1億400万円の増となっています。物件費はアルバイト等賃金が会計年度任用職員報酬等に移行したこと等により約1億4400万円の減となっています。補助費等は特別定額給付金、小規模事業者応援事業等で約19億9500万円の大幅増となっています。

地方債に対する償還金である公債費は前年度に対して約3200万円の増で、元利償還金として約9億6800万円を返済しました。投資的経費は、橋梁補修事業及び小学校施設長寿命化改良事業で2億1400万円増加しましたが、令和元年度に完了した福崎駅周辺整備事業、町営住宅駅前団地整備事業、エルデホール空調設備改修事業等で約8億2800万円減少したことにより、投資的経費全体では約6億6900万円の減となりました。

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
義務的経費	3,171,225	3,162,615	3,660,702
人件費	1,222,170	1,203,927	1,565,749
扶助費	1,034,262	1,022,559	1,126,983
公債費	914,793	936,129	967,970
投資的経費	1,770,512	1,600,671	931,396
その他の経費	3,822,955	3,792,466	5,601,904
物件費	1,396,124	1,474,082	1,329,741
補助費等	1,501,044	1,414,026	3,409,295
繰出金	646,854	659,351	667,204
その他	278,933	245,007	195,664
歳出合計	8,764,692	8,555,752	10,194,002

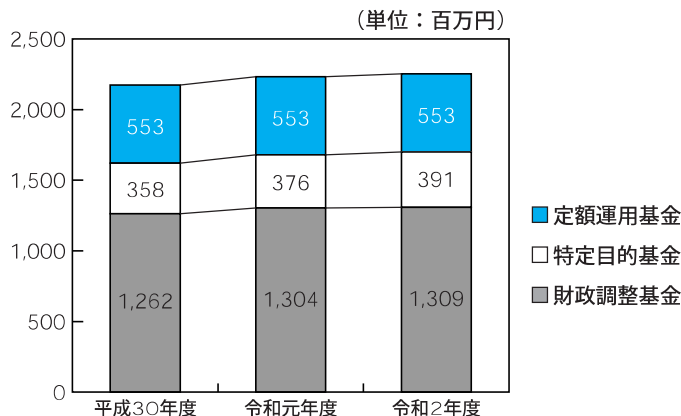
(単位:億円)



(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基金残高	2,173	2,233	2,253
財政調整基金	1,262	1,304	1,309
特定目的基金	358	376	391
定額運用基金	553	553	553
1人当たり基金残高(円)	112,819	116,905	118,923

※各年度末基金残高／3月31日現在総人口



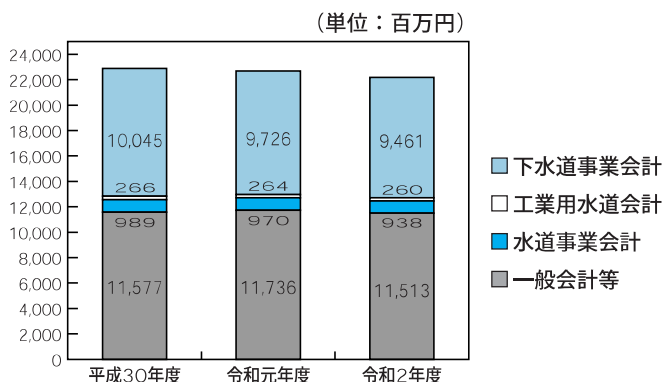
(3) 基金残高の推移
◆基金の概要
財政調整基金
予測できない収入の減少や、支出の増加に備えて積み立てておく基金です。
特定目的基金
ふるさと応援基金、農業農村活性化基金、福祉基金など、特定目的のために積み立てておく基金です。
定額運用基金
土地開発基金や用品調達基金など、定額の資金で事業や事務を運営する基金です。

特定目的基金のうち、ふるさと応援寄附金を、ふるさと応援基金に5355万円積み立てました。
財政調整基金は、平成29年度に2550万円、平成30年度に8970万円取り崩しましたが、令和元年度は4220万円、令和2年度は4900万円積み立てました。
(4) 地方債残高の推移 (全会計)
◆地方債の概要
地方債は公共施設の建設など、一時的にたくさんのお金が必要な場合に借入するもので、次年度以降償還していきます。償還に対して地方交付税で措置されるものもありますが、地方債残高が多くなれば次年度以降の償還金の返済額が多くなり財政を圧迫していく要因となります。一般会計等では地方債残高が平成30年度は3億600万円の増、令和元年度は1億5900万円の増と年々増加していましたが、令和2年度は、新規借入の減少により2億2300万円の減となりました。なお、臨時財政対策債など、今後普

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	11,577	11,736	11,513
水道事業会計	989	970	938
工業用水道会計	266	264	260
下水道事業会計	10,045	9,726	9,461
合 計	22,877	22,696	22,172
1人当たり地方債残高(円)	1,187,737	1,188,210	1,170,335

※各年度末地方債残高／3月31日現在総人口



通交付税に算入される地方債の割合が高くなっています。一方、下水道事業会計は公共下水道事業の推進により地方債残高が毎年増加していましたが、平成25年度からは減少に転じています。下水道の整備が完了したため、今後、当分の間は将来世代の負担が減少していきます。
公営企業の地方債残高は、水道会計及び工業用水道会計の合計で約3600万円の減、下水道事業会計で2億6500万円の減となっています。

困ったら一人で悩まず行政相談

毎日のくらしのなかで、国や特殊法人などの仕事について、苦情や意見・要望はありませんか。相談は行政相談委員、または相談センターへ。
相談は無料で、秘密は固く守られます。気軽にご相談ください。

総務省行政相談センター ☎0570-090110

定例相談 毎月第3水曜日 13:00～15:00 サルビア会館
巡回相談 10月23日(土) 13:00～15:00 文化センター

まぐみみ兵庫



行政相談の
マスコット
「クーン」

10月18日(月)～24日(日)は行政相談週間です

総務省行政相談センター

II. 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

令和2年度決算に基づき、健全化判断比率を算定しました。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに黒字決算であり該当しませんでした。また、実質公債費比率は9・8%、将来負担比率は90・9%となり、いずれも早期健全化基準を下回っています。

なお、実質公債費比率は、平成26年度以降数値が悪化していましたが、平成28年度以降は一部事務組合の地方債の償還が終了したことや下水道事業の減等により減少に転じています。将来負担比率も高岡幼稚園、田原小学校体育館の建設や福崎駅周辺整備事業等に伴う借入れにより、平成26年度以降大きく数値が悪化していましたが、平成28年度以降は下水道事業への繰入見込額が減少したこと等により減少に転じています。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度 決算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	14.72	20.00	
連結実質赤字比率	—	19.72	30.00	
実 質 公 債 費 比 率	9.8	25.0	35.0	(前年比△0.5%)
将 来 負 担 比 率	90.9	350.0		(前年比△27.0%)
資金不足比率	水道事業会計	—	20.00	
	工業用水道事業会計	—	20.00	
	下水道事業会計	—	20.00	
	工業団地造成事業会計	—	20.00	

各公営企業会計における「資金不足比率」については、令和2年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当はありません。

■健全化判断比率について

①実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤

字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準としても用いられ、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

■各公営企業の資金不足比率について

各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

ご利用ください『本人通知制度』

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

- 福崎町で登録できる人
- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
 - 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書（代理人が申出する場合は委任状が必要です）
※申出書・委任状は窓口にあります（ホームページにも掲載しています）。
- 本人確認書類
※顔写真つきのものは1点…免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など
※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

住民生活課 町民窓口係（内線375・376）